

令和7年度

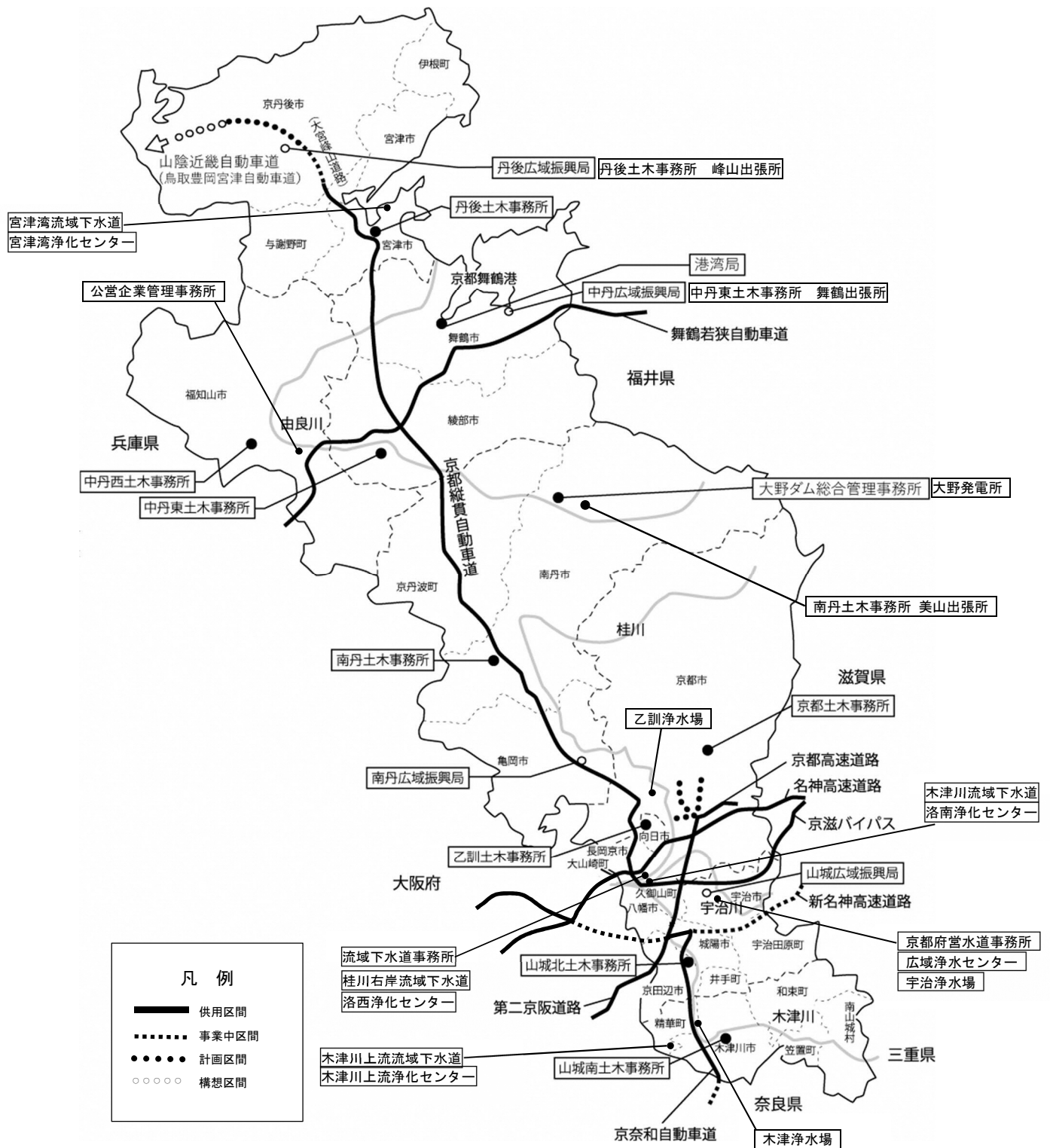
**京都府建設交通部の概要
【抜粋】**

目 次

I	京都府の概要	1
II	施策展開の方向	3
III	組織	5
IV	予算	7
1	令和7年度当初予算額	7
2	部所管予算額の推移	8
3	令和7年度当初及び2月補正予算（主要事項）	9
V	事業の概要	12
1	成長・交流・暮らしの基盤づくり	12
1	道路	12
2	交通政策	17
3	港湾	22
4	都市計画	26
5	公園	29
6	水道・工業用水道・電気	31
7	下水道（污水）	36
8	建築	40
9	住宅	44
2	ハード・ソフト一体的な防災・減災対策	48
1	河川	48
2	下水道（雨水）	52
3	砂防	56
4	海岸	60
5	防災情報	62
6	耐震対策（住宅・建築物、宅地）、盛土対策	65
3	公共インフラ施設の計画的管理	67
	インフラ長寿命化	67
4	事業推進のための取組	69
1	公共事業の適正・円滑な推進	69
2	用地取得・土地対策	75
3	営繕	77

I 京都府の概要

主要道路、河川等位置図



I 京都府の概要

土木事務所管内各市町村の面積・人口

広域振興局	土木事務所	郡及び市町村名		面積（k ㎡）	人口（人）
	京都土木事務所 （京都市）	京都市		827. 83	1, 430, 552
山城広域振興局 （宇治市）	乙訓土木事務所 （向日市）	向日市		7. 72	55, 529
		長岡京市		19. 17	81, 688
		乙訓郡	大山崎町	5. 97	16, 157
		小　　計		32. 86	153, 374
	山城北土木事務所 （京田辺市）	宇治市		67. 54	173, 320
		城陽市		32. 71	71, 816
		八幡市		24. 35	68, 310
		京田辺市		42. 92	74, 931
		久世郡	久御山町	13. 86	14, 622
		綴喜郡	井手町	18. 04	7, 047
			宇治田原町	58. 16	8, 372
		小　　計		257. 58	418, 418
	山城南土木事務所 （木津川市）	木津川市		85. 13	78, 242
		相楽郡	笠置町	23. 52	929
			和束町	64. 93	3, 053
			精華町	25. 68	35, 062
			南山城村	64. 11	2, 137
		小　　計		263. 37	119, 423
南丹広域振興局 （亀岡市）	南丹土木事務所 （南丹市）	亀岡市		224. 80	84, 137
		南丹市		616. 40	29, 770
		船井郡	京丹波町	303. 09	11, 478
		小　　計		1, 144. 29	125, 385
中丹広域振興局 （舞鶴市）	中丹東土木事務所 （綾部市）	舞鶴市		342. 13	74, 013
		綾部市		347. 10	29, 814
		小　　計		689. 23	103, 827
		中丹西土木事務所 （福知山市）	福知山市		552. 54
丹後広域振興局 （京丹後市）	丹後土木事務所 （宮津市）	宮津市		172. 74 (a)	15, 044
		京丹後市		501. 44 (a)	46, 691
		与謝郡	伊根町	61. 95 (a)	1, 733
			与謝野町	108. 38	18, 154
		小　　計		844. 51	81, 622
合　　計（15 市 10 町 1 村）				4612. 20	2, 506, 796

* 広域振興局及び土木事務所の () 内は、所在地を示している。

* 京都市域については、一部、乙訓土木事務所及び南丹土木事務所の所管する地域があるが、面積・人口は市町村の行政域ごとに示した。

* 面積：令和5年10月1日現在（令和5年京都府統計書（令和7年刊行））

人口：令和7年4月1日現在（京都府推計人口）

* (a) 宮津市、京丹後市及び与謝郡伊根町は、境界の一部が未定のため、参考値を示した。

Ⅱ 施策展開の方向

1 京都府総合計画【全体構成】

改定した京都府総合計画の将来構想で掲げる「京都府の将来像」の実現に向けては、全ての営みの土台となる「安心」、未来を担う子どもたちをあたたく育み、生活や絆を守る「温もり」、夢や希望、魅力や活力の源泉となる「ゆめ実現」の3つの視点から、誰もが未来に希望が持てる「あたたかい京都づくり」を進めてまいります。

■ 京都府総合計画の構成・内容

(1) 将来構想

「一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府」をめざして	
【2040年に実現したい京都府の将来像】	
①人と地域の絆を大切に共生の京都府	②文化の力を継承し新たな価値を創造する京都府
③豊かな産業と交流を創造する京都府	④環境と共生し安心・安全が実感できる京都府

(2) 基本計画

■ 京都府がめざす施策の方向性を示した「8つのビジョンと基盤整備」

あたたかい京都づくり			
視点	安心	温もり	ゆめ実現
ビジョン	①安心できる健康・医療・福祉の実現 ②災害・犯罪等からの安心・安全の実現	③子育て環境日本一・京都の実現 ④誰もが活躍できる生涯現役・共生京都の実現 ⑤共生による環境先進地・京都の実現	⑥未来を拓く京都産業の実現 ⑦文化の力で世界に貢献する京都の実現 ⑧交流と連携による活力ある京都の実現
礎	「8つのビジョン」を支える人・物・情報・日々の生活の基盤づくり		

■ 市町村単位を越えた連携に着目した「8つの広域連携プロジェクト」

4分野	4つのエリア
①産業・物流広域連携プロジェクト ②環境広域連携プロジェクト ③文化・スポーツ広域連携プロジェクト ④観光・交流広域連携プロジェクト	⑤京都府北部地域連携都市圏広域連携プロジェクト ⑥南丹地域スポーツ&ウェルネス&ニューライフ広域連携プロジェクト ⑦京都府南部イノベーションベルト広域連携プロジェクト ⑧グレーターけいはんな広域連携プロジェクト

■ 全体を分野別に体系化した「分野別基本施策」

20に分けた分野ごとに「2040年に実現したい姿」を示すとともに、「現状分析・課題」、「4年間の対応方向・具体方策」、「数値目標」により、目標達成に向けた方向性や手段を体系的に明らかにするもの。

(3) 地域振興計画

山城・南丹・中丹・丹後の広域振興局ごとに各地域の資源や特性を生かした、地域振興策を示すもの。

2 京都府総合計画【8つのビジョンと基盤整備（主な建設交通部の取組）】

「8つのビジョン」を支える人・物・情報・日々の生活の基盤づくり

改定した京都府総合計画の基本計画で掲げる「8つのビジョン」を効果的に推進するためには、人・物・情報の流れや、日々の生活の基盤づくりが必要不可欠であり、さらに、広域連携プロジェクトや地域振興計画との連動により、地域の個性ある魅力づくりや更なる成長・発展につなげていくため、人流・物流・情報通信・日々の生活の基盤づくりを促進します。

【重点分野】 人流・物流の基盤づくり

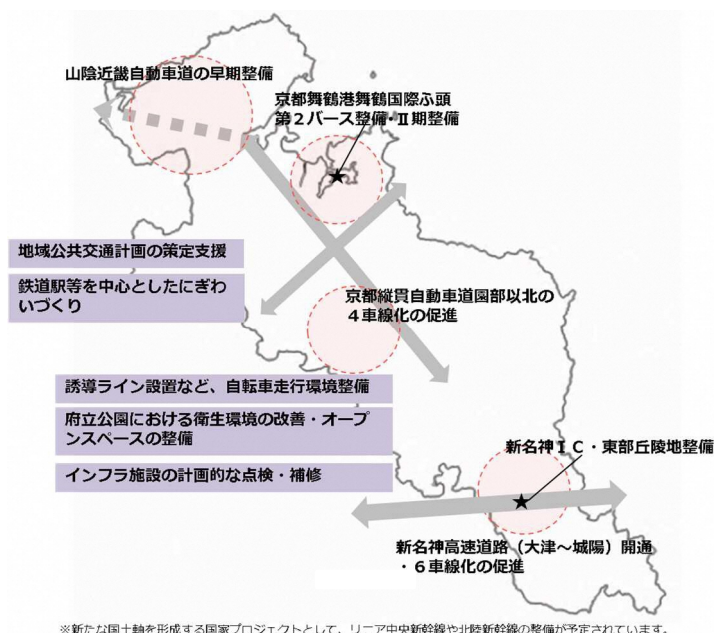
（主要な方策）

- ・新名神高速道路の全線開通と6車線化の促進
- ・山陰近畿自動車道の早期全線開通に向けた整備とルート確定の促進
- ・舞鶴国際ふ頭における第2バースの整備とⅡ期整備等による京都舞鶴港の機能強化

【重点分野】 日々の生活の基盤づくり

（主要な方策）

- ・持続可能な地域公共交通の確立をめざすための「地域公共交通計画」の策定支援
- ・鉄道駅における利用環境の整備や駅を中心としたにぎわいづくり等による公共交通の利用促進
- ・誘導ラインの設置や舗装の補修など、自転車走行環境整備の推進
- ・府立公園における手洗い場やトイレ等の衛生環境の改善や、芝生広場等のオープンスペースの整備の推進
- ・京都府公共施設等管理方針の個別施設計画に基づくインフラ施設の計画的な点検、補修



【安心】災害・犯罪等からの安心・安全の実現

危機管理体制を充実し、ハード・ソフトを組み合わせた防災・減災対策を着実に推進することで、激甚化・頻発化する自然災害への対応力を高め、災害に強い京都をめざします。

【重点分野】 ハード・ソフトを組み合わせた防災・減災対策の推進

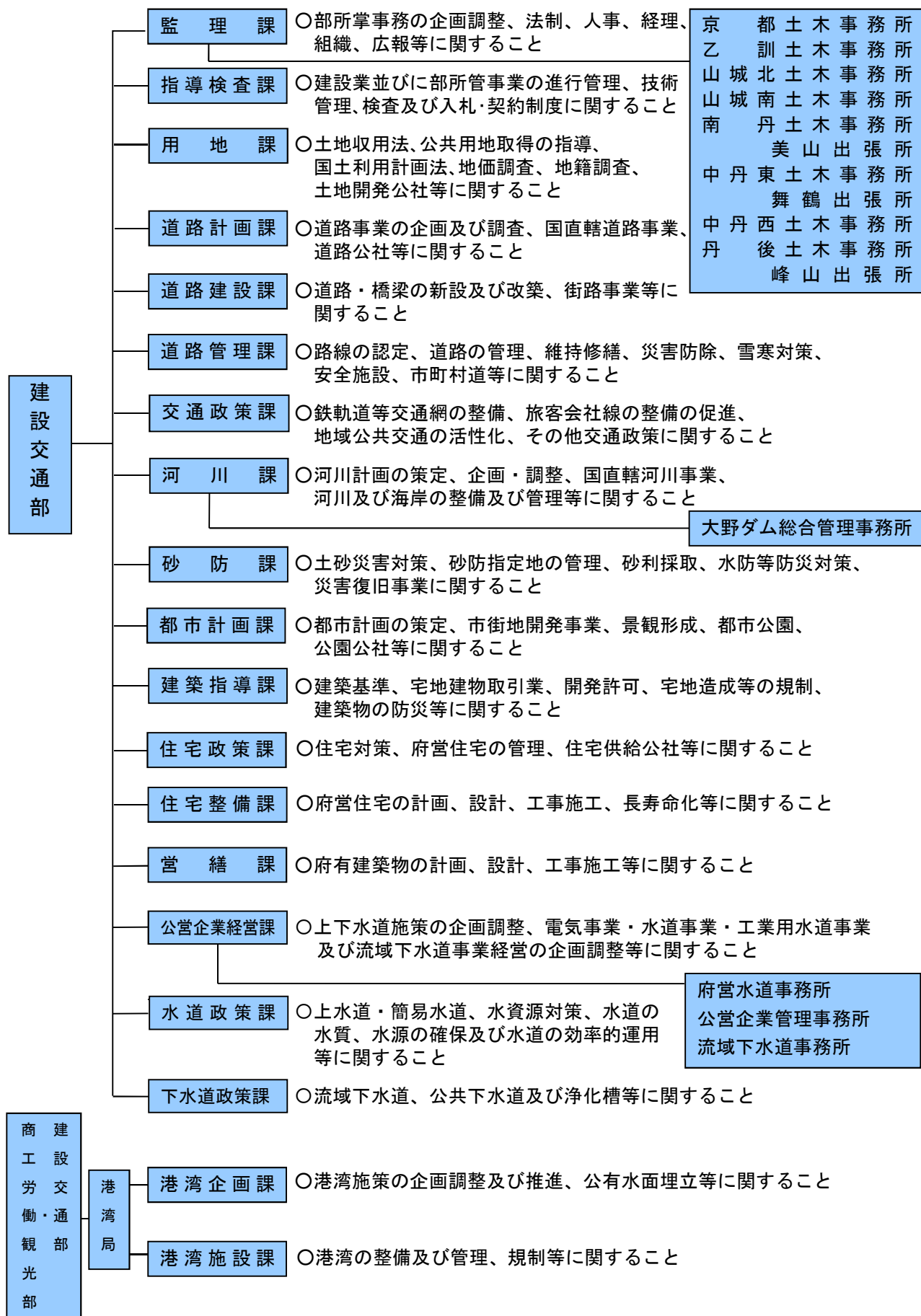
（主要な方策）

- ・あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水プロジェクト」の充実
- ・「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」等に基づく危険な盛土の規制等の推進
- ・京都府市町村災害復旧サポーターによる市町村への技術的支援の強化

Ⅲ 組織

機 構 図

(令和7年4月1日現在)



職 員 配 置 表

(令和7年4月1日現在)

区 分		事務 職員	技術 職員	技能・労務 職員	合計	備 考	
課(所)名							
本 庁	監 理 課		22	3	－	25	市町村派遣 3名 福島県派遣 1名(任期付)
	指 導 検 査 課		7	16	－	23	サポートセンター派遣12名
	用 地 課		10	－	－	10	公社派遣 6名
	道 路 計 画 課		6	10	－	16	公社派遣 11名
	道 路 建 設 課		－	10	－	10	
	道 路 管 理 課		4	10	－	14	
	交 通 政 策 課		11	9	－	20	KTR派遣 2名
	河 川 課		6	17	－	23	
	砂 防 課		6	13	－	19	
	都 市 計 画 課		10	12	－	22	
	建 築 指 導 課		8	17	－	25	
	住 宅 政 策 課		13	6	－	19	公社派遣 2名
	住 宅 整 備 課		2	11	－	13	
	営 繕 課		－	23	－	23	
	公 営 企 業 経 営 課		17	1	－	18	
	水 道 政 策 課		2	10	－	12	
	下 水 道 政 策 課		1	12	－	13	
	港湾局	港 湾 企 画 課	5	6	－	11	
		港 湾 施 設 課	2	9	－	11	
	小 計		132	195	－	327	
地 域 機 関	京 都 土 木 事 務 所		18	19	2	39	
	大野ダム総合管理事務所		3	10	－	13	
	府 営 水 道 事 務 所		4	32	－	36	
	公 営 企 業 管 理 事 務 所		2	8	－	10	
	流 域 下 水 道 事 務 所		7	31	－	38	
	小 計		34	100	2	136	
合 計		166	295	2	463		
土 木 事 務 所 (広域振興局建設部)	乙 訓		12	20	4	36	
	山 城 北		28	50	－	78	
	山 城 南		16	27	1	44	
	南 丹		32	54	9	95	
	中 丹 東		23	40	3	66	
	中 丹 西		18	31	2	51	
	丹 後		30	47	4	81	
合 計		159	269	23	451		
総 計		325	564	25	914		

- (注) 1 監理課には部長、企画調整理事及び理事、指導検査課には技監及び理事(建設企画担当)、建築指導課には技監、道路計画課には理事(道路政策担当)、交通政策課には理事(広域交通政策担当)及び理事(地域交通政策担当)、河川課には理事(治水政策担当)、公営企業経営課には公営企業管理監、港湾企画課には局長及び副局長を含む。
2 市町村派遣及び公社等派遣職員(備考欄に記入)は外数である。
3 フルタイム等再任用職員は、上表を含む。
4 市町村派遣受入職員・併任職員は上表を含むが、市町村実務研修生は含まない。

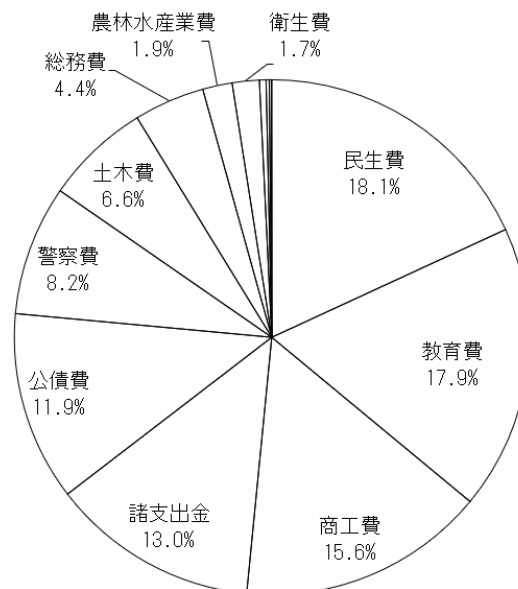
IV 予算・決算

1 令和7年度当初予算額

1 京都府当初予算額内訳（一般会計）

款	予 算 額	構成比
議 会 費	2,010,294	0.2%
総 務 費	45,740,336	4.4%
民 生 費	186,692,290	18.1%
衛 生 費	17,497,904	1.7%
労 働 費	4,258,997	0.4%
農 林 水 産 業 費	19,099,262	1.9%
商 工 費	160,154,683	15.6%
土 木 費	67,990,800	6.6%
警 察 費	84,102,722	8.2%
教 育 費	184,120,186	17.9%
災 害 復 旧 費	1,336,676	0.1%
公 債 費	122,420,232	11.9%
諸 支 出 金	134,156,618	13.0%
予 備 費	300,000	0.0%
歳 出 計	1,029,881,000	100.0%

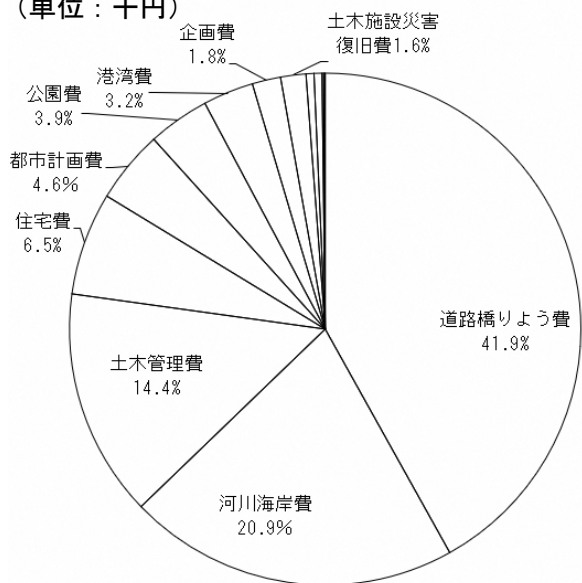
（単位：千円）



2 建設交通部当初予算額内訳（一般会計）

科目（項）	予 算 額	構成比
企 画 費	1,308,299	1.8%
環 境 衛 生 費	92,399	0.1%
環 境 対 策 費	46,774	0.1%
農 地 費	372,866	0.5%
土 木 管 理 費	10,233,758	14.4%
道 路 橋 り よ う 費	29,638,387	41.9%
河 川 海 岸 費	14,822,353	20.9%
港 湾 費	2,274,839	3.2%
都 市 計 画 費	3,243,941	4.6%
公 園 費	2,745,379	3.9%
住 宅 費	4,563,409	6.5%
土木施設災害復旧費	1,121,411	1.6%
公 営 企 業 出 資 金	366,273	0.5%
部 所 管 計	70,830,088	100.0%

（単位：千円）

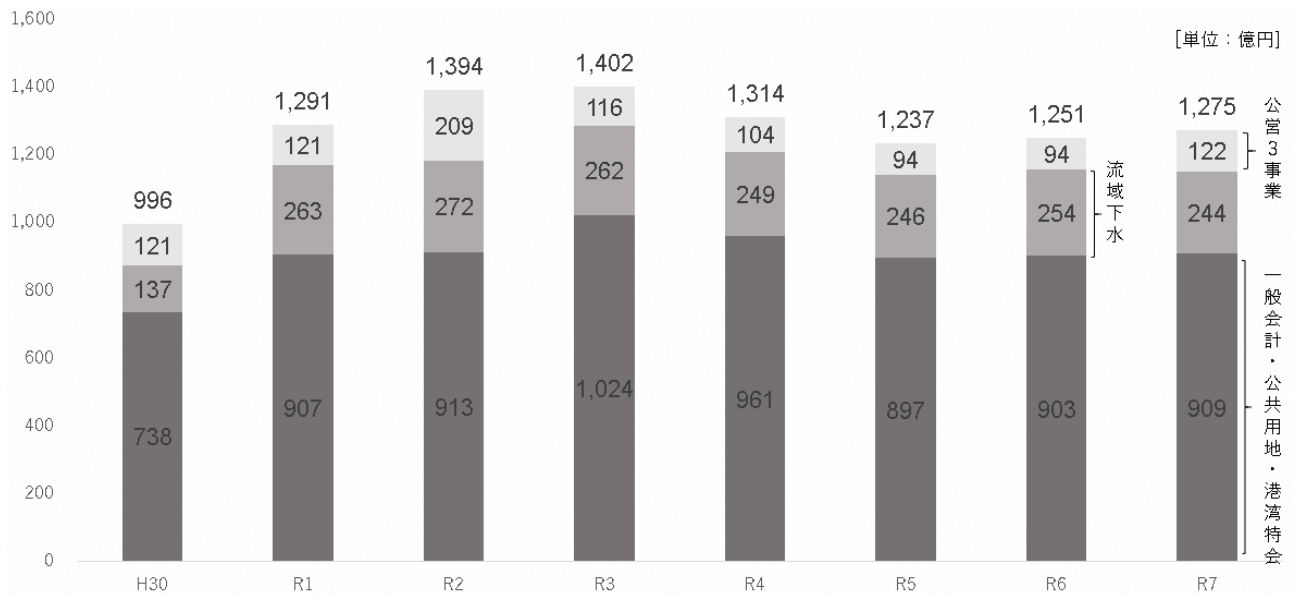


3 建設交通部当初予算額内訳（特別会計・事業会計） ※【】書きは、対前年度当初予算比

○公共用地先行取得事業特別会計	72,002千円	【100.0%】
○港湾事業特別会計	2,071,801千円	【93.9%】
○京都府電気事業会計	919,008千円	【163.6%】
○京都府水道事業会計	10,689,493千円	【128.0%】
○京都府工業用水道事業会計	576,182千円	【111.4%】
○京都府流域下水道事業会計	23,515,335千円	【95.8%】
●全会計	108,673,909千円	【100.6%】

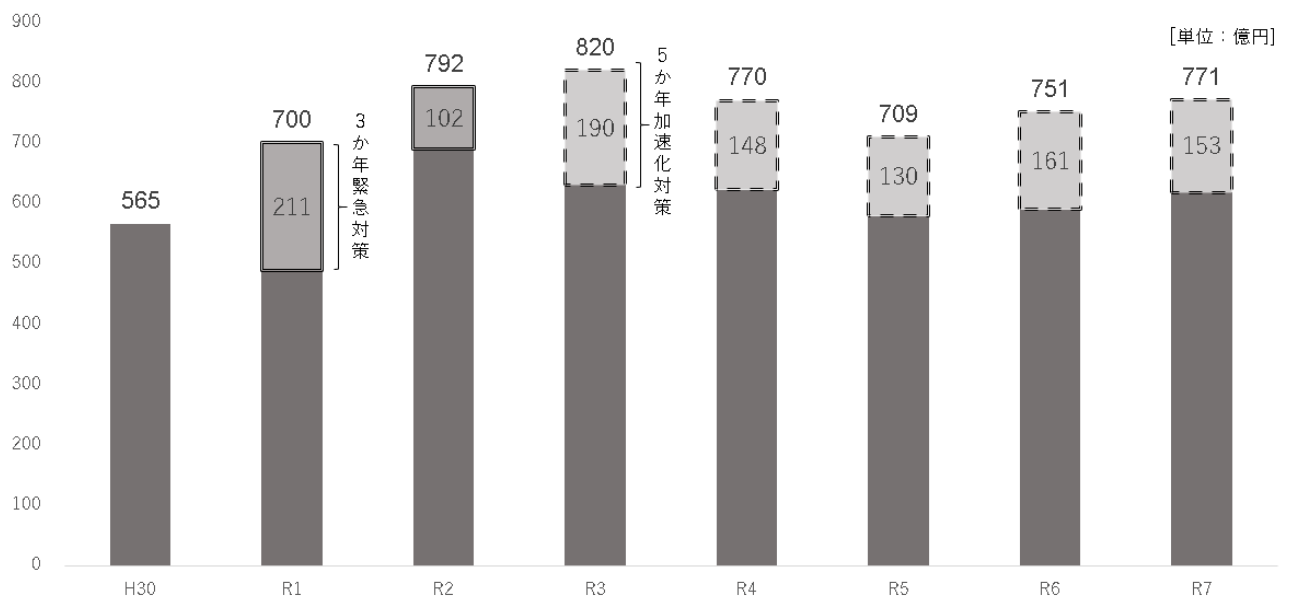
2 部所管予算額の推移

1 部所管当初予算額の推移



(補足) ・一般会計や公共用地特会、港湾特会、公営4事業会計の当初予算額と経済対策補正予算額、肉付予算額を含めている

2 部所管公共事業費の推移



(補足) ・3か年緊急対策とは「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」のこと。令和元年度には、H30 2月補正分とR元当初分の2か年分を含む。
5か年加速化対策とは、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」のこと。

3 令和7年度当初及び2月補正予算（主要事項）

（単位：千円）

	事業名	予算額	説 明
1	公共事業費	59,008,184	京都府総合計画に定められている、『8つのビジョン』を支える人・物・情報・日々の生活の基盤づくり等を着実に推進する。 生活・交通基盤整備 43,160,130 安心・安全基盤整備 15,848,054
2	単独公共事業費	18,100,000	府民の暮らしの安心・安全を守るための防災基盤整備、橋りょう等社会インフラの計画的な予防補修、きめ細やかな小規模改良事業の実施に加え、河川における維持管理上重要な箇所の新設を推進する。 防災基盤整備 4,872,725 インフラ長寿命化対策 3,952,741 地域密着型基盤整備 9,274,534
3	府民協働型インフラ保全事業費 緊急浚渫推進事業費【再掲】	4,293,000	(1) インフラの長寿命化やきめ細やかな地域づくりに活かすため、劣化箇所の報告や、身近な安心・安全につながる提案を府民から募集し、府民協働によるインフラ保全を推進する。 【建設交通部所管分】 2,900,000 (2) 河川や砂防設備において、土砂堆積状況や人家への危険度に応じた対策の優先度の高い箇所を選定し、浚渫を実施する。 1,193,000
4	建設DX促進事業費【一部新規】	54,550	建設分野における生産性向上に向けてインフラの施設整備及び管理業務の効率化を推進するとともに、府内企業のICT活用工事の普及拡大を支援する【一部新規】。
5	建設業人材確保対策支援事業費	200,000	物価高騰、人手不足等様々な影響を受けている事業者の事業継続を図るため、事業者が実施する生産性向上に向けた取組等を支援する。
6	地籍調査事業費	323,000	土地の境界や面積、所有者など土地の基礎的情報(地籍)を明確にするため、市町村が実施する地籍調査を支援する。

	事業名	予算額	説 明
7	地域交通総合対策費	2,009,946	住民の豊かな暮らしを支える「生活の足」として不可欠な地域交通の運行を維持・確保するため、利用促進とともに利便性向上や安全確保に係る取組を支援する。 (1)鉄道輸送の安全・安定性確保のための取組への支援 地域公共交通再構築事業費 680,684 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費 203,000 北近畿タンゴ鉄道支援費 360,758 鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業費 20,000 (2)地域交通の維持・確保のための取組への支援 公共交通人材確保対策事業費【一部新規】 290,000 地域モビリティサービス実証支援費 16,000 地域公共交通利用促進事業費 66,000 生活交通ネットワーク構築支援費 368,154 地域公共交通計画推進支援事業費等 5,350
8	防災・減災対策事業費【再掲】	36,989,722	令和6年能登半島地震をはじめ、近年、頻発化・激甚化する自然災害における教訓を踏まえ、今後、高い確率で発生が予想される南海トラフ地震等の大規模災害に備えた防災・減災対策を講じる。 【建設交通部所管分】 25,888,636 防災・減災基盤づくり 24,576,838 その他 1,311,798
9	JR向日町駅周辺地区市街地再開発事業費補助金【再掲】	232,000	JR向日町駅周辺地区に商業・業務・サービス・居住等の多様な機能を集積し、市の中心拠点としての魅力を高めるため、市街地再開発事業による再開発ビルや駅前広場等の整備を支援する。
10	全国都市緑化祭開催準備事業費【新規】	5,000	令和8年度に京都丹波地域で開催する「全国都市緑化フェア」の中心的行事である「全国都市緑化祭」の実施に向け、府と関係市町等が主催者となり、実行委員会を設立及び事業計画を策定する。
11	市町村上下水道経営基盤強化事業費	54,500	将来にわたる安心・安全な上下水道サービスの供給体制を築くため、市町村上下水道事業の経営基盤強化に資する取組を支援する。
12	住宅・建築物耐震化総合支援事業費	308,000	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく「京都府建築物耐震改修促進計画」により、府内の住宅・建築物の耐震化を促進するため、支援事業を実施する市町村等を支援する。
13	子育て世帯向け府営住宅リノベーション事業費【再掲】	24,000	京都府子育て環境日本一推進戦略に基づき、子育てに喜びや楽しみを感じられる住まいを整備する。
14	京都舞鶴港日本海側拠点機能推進費	1,093,835	京都府舞鶴港において、国際コンテナ航路拡充やそれに伴う舞鶴国際ふ頭の拡張、国際フェリー航路利用促進、外航クルーズ船誘致等、ソフト・ハード一体となった事業を推進する。 【建設交通部所管分】 1,005,712 国際クルーズ誘致事業 5,712 ＜港湾事業特別会計＞ 京都舞鶴港物流基盤重点整備事業【再掲】 1,000,000

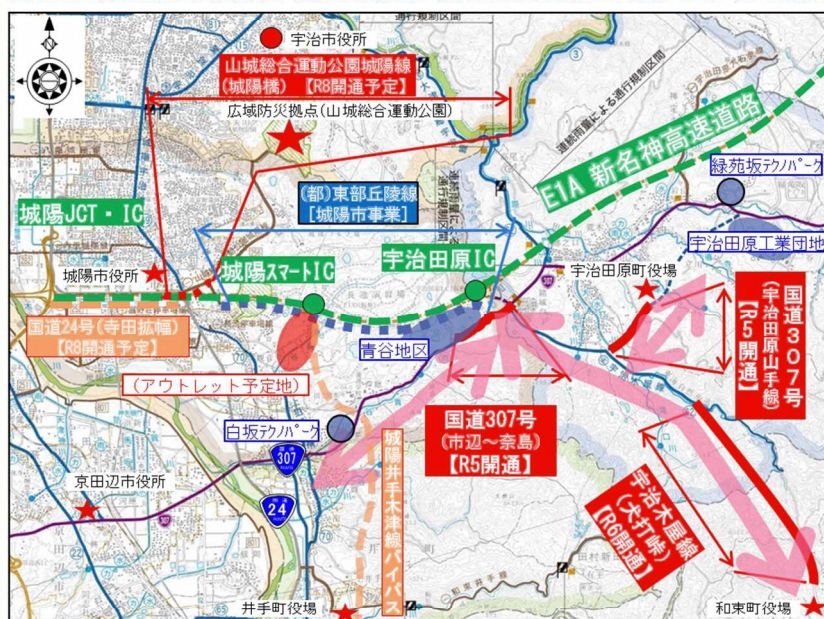
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策等の整備効果

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策予算を最大限活用し、「あたたかい京都づくり」を実感できる基盤整備を着実に推進。

国道307号（市辺～奈島）、宇治田原山手線、宇治木屋線（犬打峠）

国道307号（市辺奈島）、宇治田原山手線、宇治木屋線（犬打峠）は、（仮称）宇治田原ICにアクセスする道路で、地域の生活や企業活動を支え、新名神高速道路の整備効果を広める道路整備を推進。

これらの道路整備により、**平常時の安全で快適な通行に加え、災害時の安全・安心の確保に大きく寄与**。今後予定されている新名神高速道路の開通により、**広域的な道路ネットワークとの接続により、さらなる地域の産業や観光振興、防災性の向上に寄与するものと期待**。



防賀川＜新西浜樋門＞（京田辺市）

浸水被害が発生した防賀川では、流下能力拡大や逆流防止のための放水路や樋門の新設等を推進。

治水対策に合わせ、**区画整理事業による新市街地整備が進展しており、地方の成長にも大きく寄与**。



目黒谷川（京丹後市）

当該地区は、土砂災害警戒区域に指定されているため、土石流を捕捉する砂防堰堤等の整備を推進。

施設整備により、人家77戸等の保全対象への土砂災害被害の防止・軽減が図れ、**災害時の安心・安全の確保に大きく寄与**。



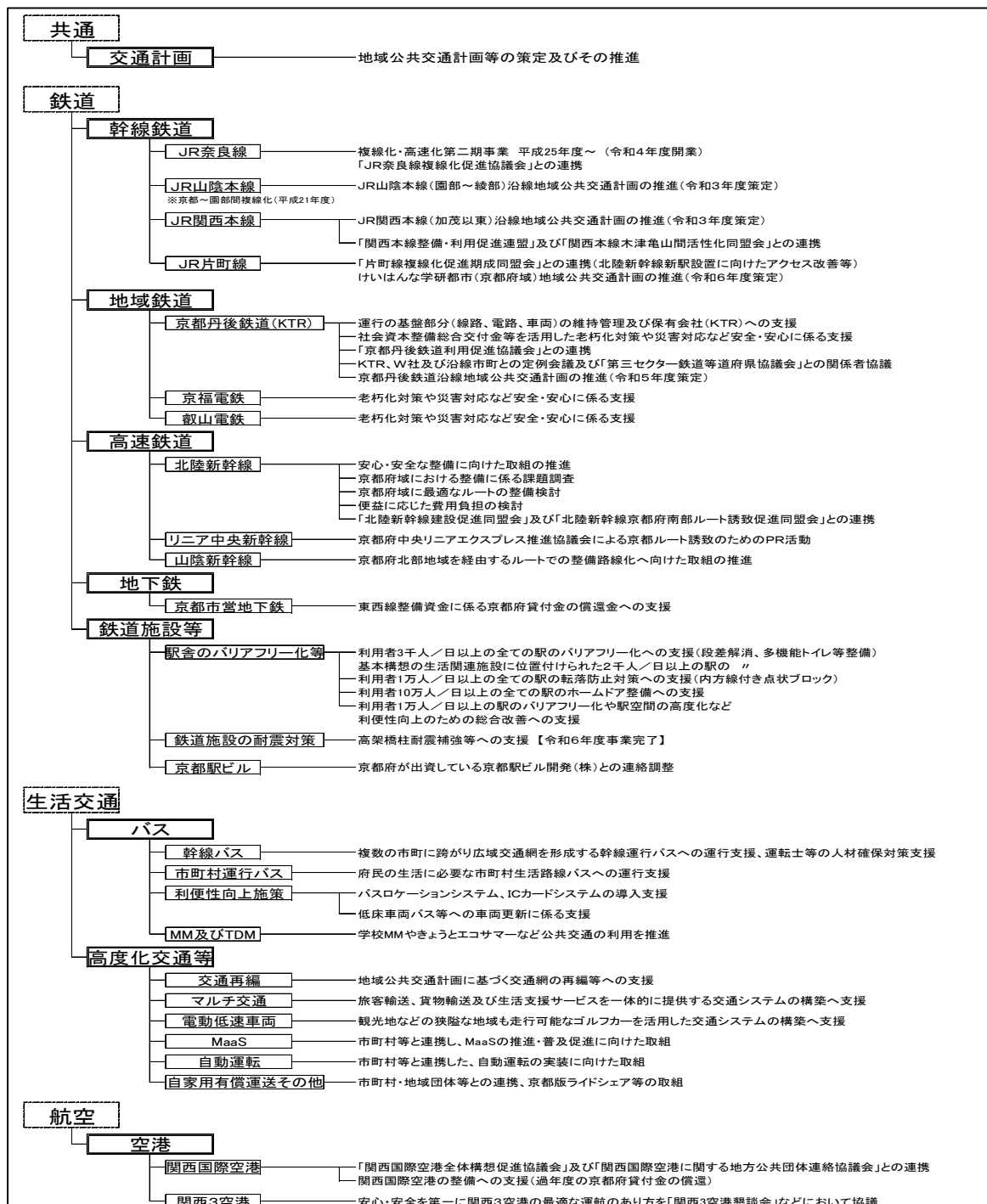
2 交通政策

基本方針

京都府総合計画に掲げる「成長・交流・情報・暮らしの基盤づくり」を進めるため、鉄道ネットワークの整備や鉄道駅の利便性や安全性の向上を促進するとともに、府民の日常生活の移動を担う地域公共交通の維持・確保に取り組みます。

- ・北陸新幹線（敦賀～新大阪間）等の広域高速鉄道網の整備を促進します。
- ・高速化・複線化、バリアフリー化など、ＪＲ線の整備を促進します。
- ・京都丹後鉄道の輸送の安全性向上や利用促進により運行を支援します。
- ・地域の生活を支える路線バスネットワーク等の維持・確保に取り組みます。
- ・持続可能な公共交通の確立を目指し、地域公共交通計画の策定を支援します。

<交通施策体系>



現状と課題

1 JR線の整備促進

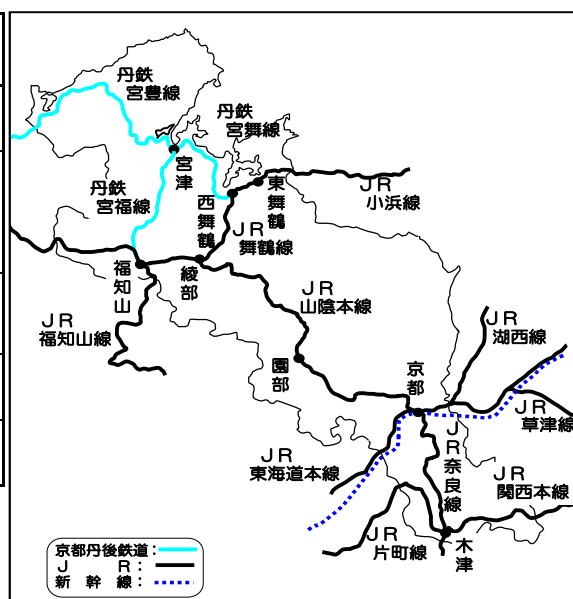
鉄道網の整備は、これまでから府政の最重要施策の一つに位置付けており、JR西日本の協力、関係市町との連携のもと取り組んでいます。

平成22年にJR山陰本線 京都・園部間の複線化が、令和5年3月にJR奈良線の高速度・複線化第二期事業が開業し、府域におけるJR線の複線化率は37.8%に向上しました（全国平均34.4%）。引き続き、JR奈良線第二期事業の完了をはじめとするJR線の整備促進に向け、市町村と連携した利用促進に取り組むとともに、国に対し、支援制度の創設などを求めています。

近年の路線整備の状況

事業名 [事業区間]	事業 期間	事業費 (億円)	開業
山陰本線複線化 [京都～園部]	H15～21	233.0	H22. 3. 13
奈良線高速化・複線化 [京都～木津]			
第一期 京都～JR 藤森 宇治～新田	H9～12	152.0	H13. 3. 3
第二期 JR 藤森～宇治 新田～城陽 山城多賀～玉水	H25～R8	403.4	R 5. 3. 18
片町線高速化・輸送力増強 [京田辺～松井山手]	H10～13	18.2	H14. 3. 23
小浜線電化 [敦賀～東舞鶴]	H12～14	3.6 府域分	H15. 3. 15

【JR等鉄道網図】



駅舎の整備

区分	箇所名	事業期間	開業
改築 橋上化	宇治駅（奈良線）	H10～12	H12. 8. 7
	京田辺駅（片町線）	H10～14	H14. 2. 2
	亀岡駅（山陰本線）	H16～20	H20. 4. 12
	嵯峨嵐山駅（山陰本線）	H18～20	H20. 6. 14
	山城多賀駅（奈良線） （下段は北口設置）	H10～11 (H27～28)	H12. 4. 7 (H28. 8. 8)
	玉水駅（奈良線）	H27～R1	H30. 12. 15
	山城青谷駅（奈良線）	R1～ 4	R4. 7. 23
新駅 設置	六地藏駅（奈良線）	R1～ 5	R5. 3. 18
	円町駅（山陰本線）	H9～13	H12. 9. 23
	JR小倉駅（奈良線）	H10～12	H13. 3. 3

JR奈良線玉水駅橋上化
(平成30年度開業)



令和7年度主要事業の概要

1 幹線鉄道網の整備促進

(1) JR 奈良線

- 「京都縦貫幹線鉄道構想」の実現を目指して、平成25年度に事業着手し、令和5年3月に開業したJR奈良線の高速化・複線化第二期事業の完了に向けて取り組みます。

(2) 片町線、関西本線、奈良線、山陰本線（園部以北）

- 需要動向や沿線地域整備の進展等を踏まえ、沿線市町村とも連携しつつ、複線化の整備のあり方について検討を進めるとともに、国やJR西日本に対し、整備促進を要望します。



JR奈良線の高速化・複線化第二期工事
(新田～城陽間)

2 高速鉄道の整備促進

- 北陸新幹線について、沿線自治体や関西広域連合等と連携した要請活動等、全線早期整備に向けた取組を推進します。また、環境アセスメント等について、引き続き、国や（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対し、慎重な調査と十分な地元説明、環境の保全への適切な対応を要請します。
- 日本海国土軸形成に資する舞鶴を経て日本海に至る山陰新幹線の整備計画化へ向けた取組を推進します。
- リニア中央新幹線の京都を通る整備ルートを選定と、大阪までの早期開業に向けPR活動を行うとともに、国への働きかけを実施します。

3 京都丹後鉄道の整備促進



KTR8500形 丹後の海

- 京都丹後鉄道は、沿線住民の日常生活の移動手段として、また地域全体の活性化の核として重要な公共交通機関です。鉄道事業の最大の使命である安心・安全な運行を確保するため、沿線自治体と連携し、安全性向上に資する施設の老朽化対策、更新等を支援します。
- 北部地域の府民生活の足を将来にわたって確保し、また地域外の人たちに自慢でき、地域に愛される鉄道を目指して、車両・設備の整備を計画的に推進するとともに、デザイン車両を軸として地域や鉄道の魅力を向上させるための取組を進め、新型コロナウイルス感染症等の影響により減少した利用者数の回復に努めます。
- 沿線自治体、運行会社やJR西日本とも連携した利用促進策を推進します。

4 地域公共交通の活性化

- 鉄道、路線バス等の幹線交通と地域内交通との統合がとれ、地域特性に応じた最適な公共交通ネットワークを構築するため、沿線の市町村と連携した取組を推進します。
- 公共交通の利用を促進するため、乗り継ぎの利便性向上など利用環境の改善に取り組みます。また、交通事業不採算地域等において、日常生活における移動手段として不可欠な路線バス等の運行を確保するための支援を行います。
- 市町村等による地域公共交通計画策定を支援し、地域の輸送資源を総動員した、持続可能な公共交通の維持・確保を目指します。

V 事業の概要－ 1 成長・交流・暮らしの基盤づくり

- 地域の実情に応じた公共交通の構築に向け、地域公共交通計画に基づくバス路線等の再編に対して支援を行い、持続可能な公共交通ネットワークを構築します。

5 鉄道軌道安全輸送設備等の整備支援

- 地域公共交通を担う中小民鉄の安心・安全な輸送を確保するため、地域鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等を支援します。

6 鉄道駅舎のバリアフリー化の促進

- 高齢者や障害者をはじめとするすべての府民の移動の円滑化と利便性・安全性の向上を目指し、関係市町等と連携し、鉄道駅舎のバリアフリー化等を促進します。令和7年度は、JR黄檗駅の段差解消を促進します。



鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業
(JR京都駅ホーム柵整備)



鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業
(近鉄山田川駅下りスロープ整備)

7 ローカル鉄道の利用促進

- 危機的状況にあるローカル鉄道に対し、イベント列車運行等の需要喚起に向けた取組を支援します。

事務事業概要 (抜粋)

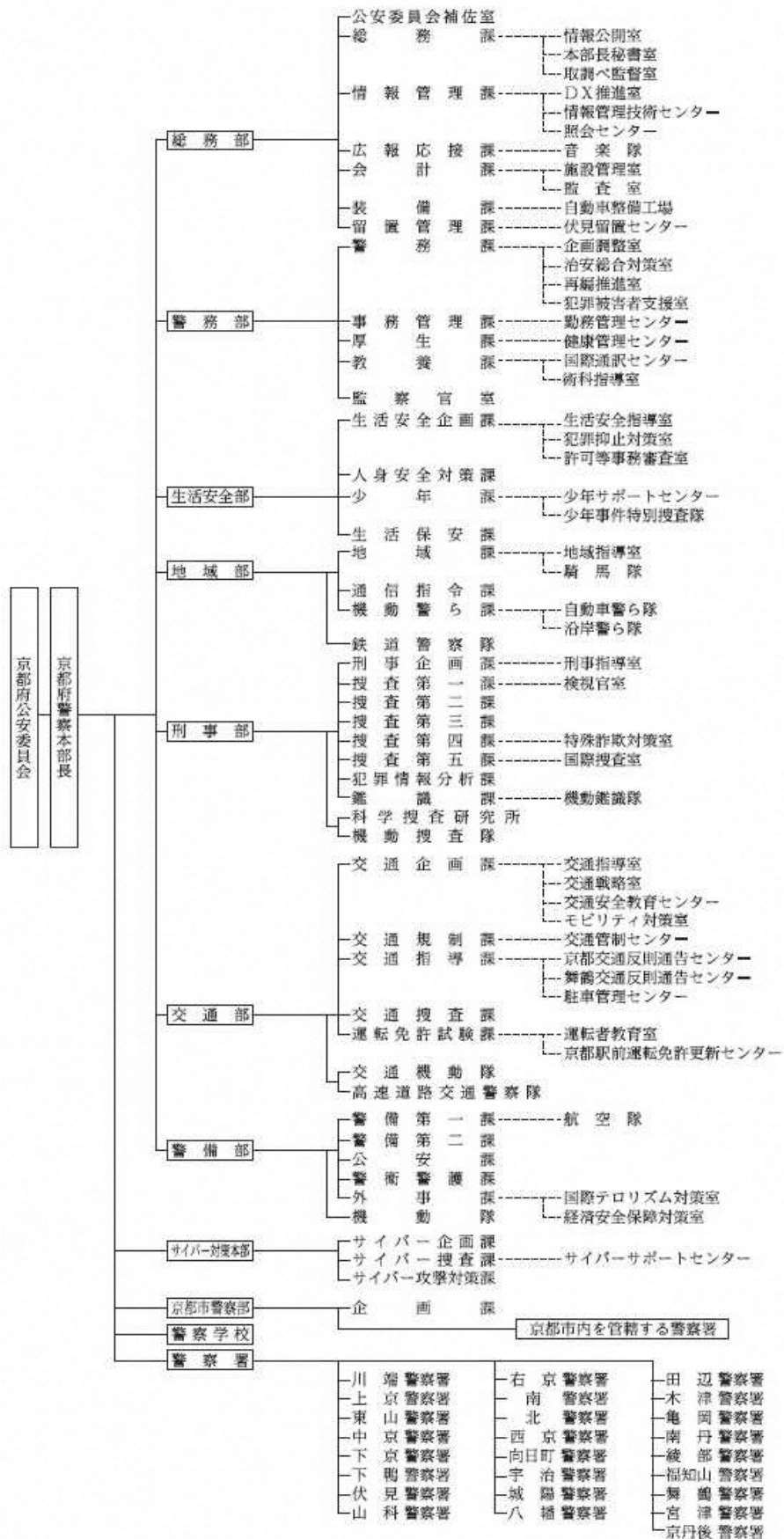
令和 7 年度

京都府警察本部
交通部

1 組織図

警察管理

○ 京都府警察組織図（令和7年4月1日現在）



2 所掌事務

(1) 交通企画課

担 当	係	分 掌 事 務
	庶 務	1 部並びに部内の課及び隊の庶務に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 部内の他の課及び隊に属しない事務に関すること。
企 画	企 画	1 交通警察の調査、研究及び企画に関すること。 2 交通警察の教養に関すること。
	法 令	1 交通警察関係法令に関すること。 2 交通相談に関すること。

室 等	担 当	係	分 掌 事 務
交 通 指 導 室	指導教養	指導教養	交通警察の指導教養に関すること。
	業務管理	業務管理	交通警察の業務管理に関すること。
交 通 戦 略 室	交通戦略	交通戦略	1 総合的な交通事故防止対策に係る調査、研究及び企画に関すること。 2 交通事故の調査及び検討に関すること。 3 交通事故の分析に関すること。 4 前3号に掲げるもののほか、交通事故防止対策に関すること（他の課の所掌及び他の係に属するものを除く。）。
	統 計	統 計	交通統計に関すること。
交通安全 教 育 センター	交通安全 教 育	交通安全 教 育	1 交通安全教育に係る調査、研究及び企画に関すること。 2 交通安全教育の実施及び交通安全教育に係る指導教養に関すること。 3 交通安全運動に関すること。 4 交通安全に係る広報活動に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。 5 交通安全関係機関及び団体との連絡調整に関するこ

			と。 6 地域交通安全活動推進委員に関すること。 7 安全運転管理者に関すること。 8 交通安全に係る表彰に関すること（監察官室の所掌に属するものを除く。）。 9 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
モビリティ対策室	モビリティ企画	モビリティ企画	1 自転車、電動キックボード等新たなモビリティに係る調査、研究及び企画に関すること。 2 自転車、電動キックボード等新たなモビリティに係る指導教養に関すること。 3 自転車取締小隊の運用に関すること。
	モビリティ対策	モビリティ対策	1 自転車、電動キックボード等新たなモビリティに係る交通安全対策に関すること。 2 自転車及び特定小型原動機付自転車運転者講習制度に係る審査、登録及び講習に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。 3 特定自動運行に係る許可制度、遠隔操作型小型車の交通方法等新たなモビリティの運行に関すること。

(2) 交通規制課

担 当	係	分 掌 事 務
規制企画	規制企画・許認可	1 交通規制に係る調査、研究及び企画に関すること。 2 都市交通対策に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。 3 道路使用許可、制限外許可及び牽引^{けん}の許可に関すること。 4 緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定に関すること。 5 交通規制の特例の許可に関すること。 6 自動車運送事業の許認可に係る意見提出に関すること。 7 自動車保管場所及び駐車場に関すること。 8 パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備に関すること。
大規模交通対策	大規模交通対策	1 警衛警護に伴う交通対策に関すること。 2 祭礼等に伴う交通対策に関すること。

		3 路上競技の実施に関すること。
規制実施 ・ 協議	規制実施 ・ 協議	1 交通規制の実施及び支援に関すること（他の係に属するものを除く。）。 2 道路法（昭和27年法律第 180号）、都市計画法（昭和43年法律第 100号）等に基づく協議に関すること（他の係に属するものを除く。）。 3 信号機の新設に関すること。

室 等	担 当	係	分 掌 事 務
交通管制 センター	交通安全 施 設	施設企画	1 交通安全施設等に係る調査、研究及び企画に関する こと。 2 信号機整備の在り方に関すること。 3 信号機及び道路標識等の老朽化対策に関すること。 4 自動運転に対応する交通安全施設に関すること。
		施設整備	1 道路標識、道路標示等に関すること。（他の係に属 するものを除く。）。 2 信号機に関すること（他の係に属するものを除く。 ）。
		管 制 ・ 設計管理	1 交通管制に関すること。 2 制限外許可に伴う照会及び通報に関すること。 3 交通渋滞、交通障害等に関する交通情報の収集及び 提供に関すること。 4 交通安全施設等の設備に係る設計、監督、検査等に 関すること。 5 交通管制機器の設置計画及び保守管理に関すること （他の係に属するものを除く。）。

(3) 交通指導課

担 当	係	分 掌 事 務
	取締企画	1 交通指導取締りの企画、調整及び実施に関すること。 2 交通関係法令違反事件の統計に関すること。 3 関係行政庁、使用者等に対する違反等の通報及び通知に関する こと（交通捜査課の所掌に属するものを除く。）。

取締企画		4 自動車の使用の制限に関すること（交通捜査課の所掌に属するものを除く。）。 5 自動車の運行供用制限に関すること（交通捜査課の所掌に属するものを除く。）。 6 交通警察活動における受傷事故の防止に関すること。
	取締指導	1 交通指導取締りの指導教養に関すること。 2 交通関係法令違反事件の処理の指導に関すること。
	自動速度取締管理	速度違反自動監視装置の運用及び管理に関すること。
事件処理	事件処理	1 交通切符適用事件の迅速処理に関すること。 2 交通切符適用外事件の迅速処理に関すること。

室 等	担 当	係	分 掌 事 務
京都交通反則通告センター		反則通告	京都地区（京都市内、向日町、宇治、城陽、八幡、田辺、木津、亀岡及び南丹の各警察署管内）における交通反則通告に関すること。
舞鶴交通反則通告センター		反則通告	舞鶴地区（綾部、福知山、舞鶴、宮津及び京丹後の各警察署管内）における交通反則通告に関すること。
駐車管理センター	管 理	管 理	1 放置車両確認機関に関すること。 2 駐車監視員資格者に関すること。 3 放置違反金の納付命令に関すること（他の係に属するものを除く。）。 4 放置駐車違反管理システムに関すること（他の係に属するものを除く。）。 5 放置違反金の納付命令に係る弁明書の審査に関すること。
		審 査	1 放置違反金の納付命令等に対する審査請求に関すること。 2 放置違反金の納付命令に係る車両の使用制限に関すること。

		運 用	放置違反金の滞納処分等に関すること。
--	--	-----	--------------------

(4) 交通捜査課

担 当	係	分 掌 事 務
捜査企画	捜査企画	1 交通事故事件及び交通関係法令違反事件に係る調査、研究及び調整に関すること（他の課に属するものを除く。）。 2 交通事故事件及び交通関係法令違反事件の捜査共助及び手配に関すること（他の課に属するものを除く。）。
	本部直轄	交通事故事件の捜査に関すること。
捜査指導	捜査指導 ・ 交通鑑識	1 交通事故事件の捜査の指導に関すること。 2 交通関係法令違反事件の捜査の指導に関すること。 3 交通事故事件の鑑識及び鑑定に関すること。
	図 化	図化機等の運用に関すること。
交通事故 事件捜査	捜査第一	1 交通事故事件の捜査に関すること。 2 交通特殊事件の捜査に関すること。 3 交通関係法令違反事件の捜査に関すること。 4 特命事案の捜査に関すること。 5 暴走族対策に関すること。
	捜査第二	
	捜査第三	
	捜査第四	
	捜査第五	
	捜査第六	
	捜査第七	

(5) 運転免許試験課

担 当	係	分 掌 事 務
	庶 務	1 課の庶務に関すること（交通企画課の所掌に属するものを除く。）。

		2 運転免許施設の管理に関すること。
企 画	企 画	運転免許事務の調査、研究、企画及び調整に関すること。
	電算管理	1 運転免許の照会に関すること。 2 電子計算機器の管理に関すること。 3 電子計算組織による運転免許事務に関すること。 4 警察庁電子計算組織による運転免許データの送受信に関すること。
免許申請	免許申請	1 運転免許証（新規、併記及び更新に関するものを除く。）の作成及び交付並びに記載事項の変更に関すること。 2 国際運転免許証に関すること。 3 申請による運転免許の取消し及び運転経歴証明書の交付に関すること。 4 特定免許情報等（新規、併記及び更新に関するものを除く。）の記録及び抹消に関すること。
免許更新	免許更新	1 運転免許証（更新に関するものに限る。）の作成及び交付に関すること。 2 特定免許情報（更新に関するものに限る。）の記録及び抹消に関すること。
試 験	試 験	1 運転免許の適性試験、学科試験及び学科再試験の実施に関すること。 2 運転免許証（新規及び併記に関するものに限る。）の作成及び交付に関すること。 3 特定免許情報（新規及び併記に関するものに限る。）の記録及び抹消に関すること。 4 運転免許の拒否及び保留処分に関すること。
	技能試験	運転免許の技能試験及び技能再試験の実施に関すること。
	審 査	行政処分事案の審査及び登録に関すること。
行政処分	執 行	1 行政処分（聴聞係に属するものを除く。）の執行に関すること。 2 行政処分に係る審査請求に関すること。
	聴 聞	聴聞及び意見の聴取に係る行政処分に関すること。

	臨時適性 検 査	1 臨時適性検査にすること。 2 安全運転相談にすること。
--	-------------	----------------------------------

室 等	係	分 掌 事 務
運 転 者 教 育 室	講 習	1 違反者講習にすること。 2 行政処分を受けた者に対する講習にすること。 3 原付講習にすること。 4 更新時講習にすること。 5 初心運転者講習にすること。 6 取得時講習にすること。 7 再試験に係る通知にすること。 8 若年運転者講習にすること。
	教 習 所	1 自動車教習所にすること。 2 教習指導員等に対する講習及び審査にすること。
	高 齢 運 転 者	1 高齢者講習その他の高齢運転者に係る事務にすること（他の係に属するものを除く。）。 2 高齢運転者の安全運転に係る支援にすること（臨時適性検査係に属するものを除く。）。

室 等	係	分 掌 事 務
京都駅前 運転免許 更 新 センター	更 新	1 優良運転者及び更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者の更新に係る運転免許証の作成及び交付にすること。 2 優良運転者及び更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者の更新に係る特定免許情報の記録及び抹消にすること。 2 優良運転者に対する更新時講習にすること。 4 安全運転相談にすること。
	申 請	1 運転免許証の再交付にすること。 2 運転免許証の記載事項の変更にすること。 3 国外運転免許証にすること。 4 申請による運転免許の取消し及び運転経歴証明書の交付にすること。 5 特定免許情報等（新規、併記及び更新に関するものを除く。）

		の記録及び抹消に関すること。
--	--	----------------

(6) 交通機動隊

係	分 掌 事 務
庶 務	隊の庶務に関すること（交通企画課の所掌に属するものを除く。）。
訓練指導	1 隊員の教育訓練に関すること。 2 隊の装備の維持管理に関すること。
送 致	交通関係法令違反事件等の送致に関すること。
機動取締 第一小隊	1 交通取締用自動車による交通の指導取締りに関すること。 2 交通事故事件のうち重要事件の初動捜査に関すること。
機動取締 第二小隊	
機動取締 第三小隊	
機動取締 第四小隊	
自 転 車 取締小隊	1 自転車による交通の指導取締りに関すること。 2 交通事故事件のうち重要事件の初動捜査に関すること。

(7) 高速道路交通警察隊

担 当	係	分 掌 事 務
	庶 務	隊の庶務に関すること（交通企画課の所掌に属するものを除く。）。
管 理	管 理	1 高速自動車国道及び自動車専用道路（道路交通法（昭和35年法律第 105号）第 110条第 1 項の規定により国家公安委員会が指定するものに限る。以下「高速自動車国道等」という。）における交通事故防止に関すること。 2 高速自動車国道等における交通規制及び道路使用許可に関する

		こと。 3 高速道路管理室及び交通関係機関・団体との連絡調整に関する こと。 4 前各号に掲げるもののほか、高速自動車国道等における交通警 察に関すること。
運 用	第一小隊	高速自動車国道等における交通の指導取締り並びに交通事故事件 の捜査及び処理に関すること。
	第二小隊	
	第三小隊	